

森林組合の経営改善に向けた取組について

現在滋賀県には8つの森林組合があり、県内の民有林183,953haのうち134,393ha(約73%)が組合員所有林となっており、森林組合と森林所有者のつながりは県の森林整備を推進するために大変重要である。また、森林組合は地域の森林経営の中核的な担い手としての積極的な取り組みとともに、県が推進する多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり、森林資源の循環利用による林業の成長産業化に取り組むことが求められる。

しかし、令和2年度の全組合の決算(当期剰余金の合計)は△4,563千円となっており、運営基盤も不安定で、経営状況の改善が必要であり、機動的に新たな事業に取り組める体制でない。

滋賀県森林組合連合会および各森林組合は、滋賀県森林組合変革プランを実現し、新たな組織体制へ転換する決意を固めており、その取組状況について報告する。

1 これまでの経過

森林組合経営改善会議から森林組合変革プラン推進会議へ

平成29年10月～	森林組合経営改善会議(経営コンサルタントによる経営診断等の改善指導)
令和元年10月30日	第1回県内森林組合広域合併検討会(森林組合のあり方の検討)
令和元年12月	会計実地検査で補助金不正受給(2件)の指摘を受け、検討会の議論が停滞
令和2年7月20日	第2回県内森林組合広域合併検討会
令和3年2月	滋賀県森林組合変革プランを策定(経営改善のためのプランを共有)
令和3年5月24日	第1回滋賀県森林組合変革プラン推進会議を開催

環境・農水常任委員会への報告

令和3年7月12日	常任委員会へ報告
令和3年7月28日	常任委員会の県内調査(県民参画委員会) 森林組合職員との意見交換

2 滋賀県森林組合変革プランの検討状況について

次の検討事項が現プランに盛り込まれており、関係者間で検討されているところ。

- ① 主伐、再造林を通じて組合員へ利益の還元ができる事業に積極的に取り組むことができる組織・体制、運営基盤を構築する。
- ② 広域的な木材流通・販売を担う滋賀県木材流通センター(県内すべての森林組合の合意形成により成立した法人)を中心とする木材供給体制を強化する。
- ③ 森林組合間の業務連携や一体的な取組を推進する。

(1) 組織体制の一元化

〈課題〉	〈対応策〉
・組織規模が小さいため、適材適所の人員配置 ができず、人材育成もできていない 【安定的な運営体制が確保できていない】	→ ・計画的な職員採用と研修を実施するため、人事の一元化 【県下全域で人員の活用・配置を検討】

(2) 業務の一元化

〈課題〉

- 滋賀県木材流通センターは、大手合板工場等と有利に価格交渉するための生産数量が一元的に把握されず、木材運搬等の作業が効率化されていない

【木材供給情報・出荷体制の効率化が不十分】

- 主伐、再造林の推進のための支援制度の普及啓発、施業技術等の情報共有、および主伐、再造林の実施のための設備、人員が不十分

【情報共有と事業実施の体制が未整備】



〈対応策〉

- ICTを活用した生産数量等の把握
- 組合間の連携による木材の搬出・仕分け作業の連携による効率化

【県下森林組合一体の木材供給体制を構築】



- 優良な苗の確保、効果的な獣害対策、効率的な搬出方法等の情報を共有し、組合間連携により実施体制を整備

【必要な施策へ機動的に対応できる体制を構築】

(3) 経理システムの一元化

〈課題〉

- 業務担当と経理担当が一元的にチェックできていない

【補助金不正受給による不適正事案の原因】



〈対応策〉

- 担当者が相互にチェックできる経理システム構築
- 組合間で経理情報の共有化

【確実なチェック体制および効率的な運営体制の構築】

(4) コンプライアンス対策

〈課題〉

- 役職員のコンプライアンス意識が低く、法令遵守の観点からチェックできていない
- 特定の者しか業務を把握できていない(属人化)

【法令違反による不適正事案がたびたび発生】



〈対応策〉

- 業務の進め方、組織の意思決定・合意形成のルールを明確化と共有
- 適切な時期の人事異動・人事交流

【不適正事案を繰り返さない職場風土の醸成】

3 県計画等における森林組合の経営改善の位置づけについて

琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)において、森林組合および林業事業体の育成と経営力の向上が謳われており、県は森林組合が地域の森林経営の中核的な担い手としての役割を果たせるよう1県1組合を目指しているが、各森林組合の事情に配慮しながら合意形成を図ることとしている。

4 今後の県の支援について

- 滋賀県森林組合変革プラン推進会議において、コンサルタントの知見を得ながら積極的に指導する。
- 滋賀県森林組合変革プラン推進会議の3つの部会、森林組合の職員会議や理事会において、森林組合業務の一元化等の重要性、将来性を説明し、合併により運営基盤が強固となった組織が展開できるダイナミックな事業を描きながら、県下一組合に向けた合意形成を図る。

令和3年 7月 3つの部会を開催 ①経営財務部会 ②組織・人事、コンプライアンス部会
(3回/年 開催予定) ③業務執行、機械設備、連携・業務提携部会

令和4年 2月 環境・農水常任委員会に検討状況について報告

滋賀県森林組合・県森連位置図および管轄範囲

凡 例	
組合名	□
うち中核組合	■
組合界	—
森林組合所在地	●
市町界	—
組合未組織地域	/ / /

